破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４３９号
北海道石狩郡当別町太美町1488番地215
債務者　富山　久美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２６号
札幌市北区太平10条４丁目４番６号
債務者　加賀谷裕子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２４７号
札幌市西区西野８条３丁目４番60号　メゾンエミール102号
債務者　吉田知津香（旧姓座間）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７８号
北海道北広島市西の里北５丁目７番地15
債務者　土門菜穂美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２９号
札幌市中央区南５条西21丁目２番23号　メゾワール裏参道305号
債務者　伊藤　翔一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７７号
札幌市中央区南14条西12丁目２番40号　三和マンション701号、住民票上の住所札幌市豊平区西岡４条９丁目６番33号
債務者　遠藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７８号
札幌市豊平区平岸２条８丁目１番36号　アポロハイツ102号
債務者　遠藤美智子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９１号
札幌市北区新琴似１条12丁目１番36―105号
債務者　菊田　祐介
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０３号
札幌市白石区栄通６丁目10番１―205号
債務者　伊藤　勇市
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０４号
札幌市白石区栄通６丁目10番１―205号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１３号
札幌市手稲区前田１条１丁目４番24号　ドミール前田105号
債務者　栃久保奈緒美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６８号
札幌市豊平区福住１条２丁目13番22号
債務者　一戸　勝利
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７５号
札幌市白石区川下４条６丁目１番23号　エクセレンテ壱番館102号
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８７号
札幌市南区澄川５条13丁目10番15号
債務者　熊谷　佳隆
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０８号
札幌市豊平区月寒東３条15丁目６番38号　センチュリー宮北ビル102号
債務者　浅野　良治
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４１号
札幌市東区北19条東18丁目２番15号　アップルハウス北19条203号
債務者　米田　昌弘
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５６号
埼玉県入間市大字小谷田89番地１　エクセル201
債務者　梶ケ谷崇峯
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで　さいたま地方裁判所川越支部